

# 平成 28 年度第 3 回名寄市子ども・子育て会議顛末

平成 29 年 3 月 21 日（火）18:00～  
市役所名寄庁舎 4 階大会議室

出席者 委員 13 名（欠席者 2 名）

健康福祉部長、子ども・高齢者支援室長、子ども未来課長、子ども未来課主幹  
保健センター所長、保健センター主幹、西保育所長、東保育所長、子育て支援  
センター所長、子ども発達支援センター所長、子ども福祉係主査、子ども福祉  
係主事

## 1. 開会

## 2. 報告

- (1) 平成 29 年度新制度移行幼稚園について
- (2) 認定子ども園名寄幼稚園の認定について

## 3. 議題

- (1) 名寄市特定教育・保育施設の利用定員設定について

## 4. その他

会長 では早速会議を進めたいと思います。まず報告事項からお願いします。

事務局 報告いたします。まず、平成 29 年度に新制度に移行する幼稚園についてですが、新しく名寄カトリック幼稚園と光名幼稚園について平成 29 年度 4 月から移行されます。この 2 園の移行により市内の施設はすべて新制度に移行となりましたのでご報告します。

会長 ただいまの報告について質問等ありましたら、お願いします。

委員 基本的なことを伺いますが、形態としては幼稚園が認定子ども園に移行するということは、幼保連携になるということですか？幼稚園型ですか？

事務局 名寄認定子ども園については、幼稚園型の認定となっています。

委員 カトリック幼稚園と光名幼稚園は？

事務局 そのまま、幼稚園の扱いです。

- 会長 よろしいですか。では、他になれば2点目についてお願いします。
- 事務局 2点目についてですが、先日振興局から認定こども園名寄幼稚園の認定が下りました。平成28年度工事をしており、園舎も完成しております。予定通り平成29年度4月から幼稚園型認定こども園として開園となります。
- 会長 質問等がありますか。
- 事務局 補足ですが、名寄幼稚園についてはこれまでの幼稚園分に加えて、3歳以上の2号保育部分を追加する形となります。2号認定の定員は30名で、現在調整をしております。また、カトリック幼稚園と光名幼稚園についてもこれまでは各園で保育料を設定されていましたが、今後は施設型給付という市の支給認定を受けた児童が入所することになります。
- 会長 他に聞きたいことがありましたら、お願いします。  
ないようですので、議事に入りたいと思います。事務局より説明願います。
- 事務局 名寄市特定教育・保育施設の利用定員設定についてです。子ども子育て支援法第31条第2項において、市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときには、子ども子育て会議の意見を聞かなければならない、となっております。(以下各園の利用定員について確認。)
- 会長 はい。名寄市特定教育・保育施設の利用定員についてですね、この設定について意見などありましたらお願いします。
- 委員 この資料の表ですが、当初計画した5年計画のままの数字ですが、今後、修正していくということはないのでしょうか。
- 事務局 これについては平成29年で3年目となりますし、見直しも検討しなければならぬと思います。
- 委員 わかりました。
- 会長 これはほかの園にも関わることですね。
- 委員 はい。こちらは平成31年度までの計画となっておりまして、2号の部分も現に名寄幼稚園で30名プラスになっていますし、全体の人数も1号の確保が470名に

なっていて、2号が243名とかなり大きな数です。名寄市の1号、2号というのは、3、4、5歳児の人数を言うのだと思いますが、だいたい名寄市はいま700名くらいです。3歳児以上が全員施設に入ったとしても、確保できる713という数字にしているのだと思います。ただ、3歳児でも現に施設に入っていない方もいますし、全員が入ってもまだ余裕のある数字の設定は見直していく必要があると思います。

それから、今はニーズが1号よりも2号のほうが高まっているので、1号と2号のバランスも考えていかないといけないと思います。

会長 今後、これから計画を進めていく中でここにある数字を修正していく必要がある状況になる可能性があるという意見だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 名寄市の子ども子育て条例のなかで、この計画の実施状況の点検、評価、見直しはこの会議のなかで行っていく、ということになっています。3年目を迎えたなかで、あらためてご意見を参考にしながら、見直しについて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長 利用定員については、今後実態に合わせながら、計画を見直す事もある、ということも有りうるということで押えていただきたいと思います。  
なにかご質問等ありますか。

委員 この会議の重要性をすごく感じるのですが、われわれにはちょっと資料が少ないと感じます。委員が意見を言える、推移のわかるようなデータですとか、必要なのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局 今回は前回にご説明した案の確認ということでしたが、次回以降、そういった資料をきちんと揃えたいと思います。

会長 経緯を説明するような資料も必要であるということですね。  
なにかご質問ありますか。

委員 はじめて委員になる方もいますので、専門用語が多くて、わかりにくいと思うんですね。そうした説明が冒頭にあるとよいなと思います。それと、施設型給付になるということは、収入階層によって保育料が決まるわけですね。そうになると、今は一律の保育料ですから、収入の多い人たちは、払う保育料が高くなるんですね。就園奨励費もでなくなって、今より保育料が高くなる人の割合がどれくらいいるのか、というのが気になっています。

- 事務局 特定教育・保育施設の説明をさせていただきます。
- ・号数認定について  
1号：3歳以上の教育 2号：3歳以上の保育 3号：0～2歳の保育
  - ・補助と給付について  
いままでは道からの助成金がありましたが、その部分が国と市からの給付に変わります。
  - ・保育料について  
いままで各園での設定でしたが、国で設定された限度額をみて市で設定しています。これまでの就園奨励費ですが、国と市町村から支払っていましたが、その市町村の持ち分を換算して市で保育料の設定をしておりますので、一番高い階層ではやはり、これまでより高くなる可能性がありますけれども、各園で説明会を開いて、ご理解をいただきながら移行しているというところ です。
- 委員 一番高い月額はいくらですか？
- 事務局 19,900円です。現在の各園の保育料は17,000円ですので、この階層のかたについては保育料が高くなっていると思います。
- 委員 では年額で10万とか増えるとか、そういうことではないのですか。
- 事務局 そうですね。ただ、世帯によっては収入が変更している場合もありますし、多子軽減がはずれて高くなっている、という場合もあります。
- 委員 補足ですが、保育料だけで比べてしまうと高くなったように見えますが、新制度の保育料のなかには今まで別途で徴収されていた入園料ですとか、教材費や燃料費などが含まれているので、単純には比較できないと思います。それから、保護者の方は月々の負担が、いままではキャッシュバックでしたけど、今度は最初から軽減されてきます。また、この保育料は平成28年度の会議で決めたものなのですが、その後、国の就園奨励費が文部科学省予算ですが、そちらの補助金が伸びてきたので、差が大きくなってしまったんですね。また、平成29年度の補助金についても5月にならないとわからないので、蓋を開けたら、ということもありえます。
- 委員 やはりお金の問題はシビアなので、これはわかりにくい制度だと思うので。
- 委員 詳しい説明をしないと難しいと思います。市のほうから、保護者のかたに説明

していただいて、理解を得られて移行したということです。

会長 ほかになにか聞きたいことはないですか。  
なければ議事は終了とします。その他ございませんか。

委員 風連は子どもが非常に少なく、ひと桁世代も目前です。風連には幼稚園と保育所があります。以前は一体になって、教育と保育が行われていましたが、新制度になって、二つに分かれてしまいました。これは、保護者としては不便ですし、行事も別れてしまって、また一つになってほしいという意見もあります。どこにそうしたニーズを伝えたらよいかわからない、ということもあって、意見として、みなさんに知っておいていただきたいと思います。

副会長 そうしたニーズがあったということで、以前町だったころに、一体になってやり始めたんですが、本当は一体になってやってはならないことだったわけです。これは幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と、大本がちがうからです。当時いろいろ考えて一元化を目指した施設だったわけですが、本来なら別々にしなければいけなかったわけです。  
認定こども園というのはひとつの法人です。風連幼稚園とさくら保育園というのは別の法人ですので、なかなか、一つにするというのは難しいということです。

委員 制度上、別の施設で合同保育をすることはできない。ですので、新制度では認定こども園があるわけです。地域のニーズがこうしてあるのであれば、法人や大人の都合を中心に考えるのではなく、こどもを中心に考えるべきだと思います。

事務局 こうしてニーズがあるということで、当課からもお話させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長 こうした保護者からの声がある、ということで生かしていただきたいと思いません。

事務局 市からもですね、強制はできませんけれども、すでに呼びかけはさせていただいています。

委員 市からは意見を伝えるということしかできないのでしょうか。

事務局 法人なので、理事会で決定してもらうことになります。強制力はないですけども、当然市民の意見は重要であると理事会も認識していると思いますので、意見は上げていきたいと思います。

会長 行政は働きかけはできると思いますが、地域運動というか、住民運動というもので、地域の意見を伝えていくということも必要だと思います。ほかになければ以上で本会議を終了したいと思います。

**6. 閉会** 18時50分 閉会